

# 茨城県報

第5666号

昭和43年12月12日

(木曜日)

(明治35年3月17日  
第三種郵便物認可)

## 目 次

規 則	
(教育委員会)	
●職員団体の業務にもつばら従事する職員 の専従許可の手續等に関する規則(総務課) 1	5
告 示	
●大戸地区換地計画の縦覧(農地管理課)..... 2	5
●宿裏地区土地改良事業の縦覧(〃)..... 3	6
●県営五霞地区土地改良事業の縦覧(〃)..... 3	7
●県営北茨城地区土地改良事業の縦覧(〃)..... 3	8
●茨城県土地改良事業補助金交付規程の一 部改正(農地建設課)..... 4	8
●土地収用法に基づく収用手続開始の申立 て(監理課)..... 4	11
●道路の区域変更(道路補修課)..... 5	12
	公 告
	●日立都市計画多賀土地区画整理事業保留 地の公売について(計画第一課)..... 12

## 規 則

(教育委員会)

### 茨城県教育委員会規則第10号

職員団体の業務にもつばら従事する職員の専従許可の手續等に関する規則を次のように定める。

昭和43年12月12日

茨 城 県 教 育 委 員 会

#### 職員団体の業務にもつばら従事する職員の専従許可の手續等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第55条の2第1項から第4項までの規定を実施するための手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(専従許可)

第2条 職員及び市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「県費負担教職員」という。)(以下職員及び県費負担教職員を「職員」と総称する。)は、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可(以下「専従許可」という。)を受けようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書をあらかじめ県教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 所属所名, 職名及び氏名
- (2) 所属する職員団体の名称及び当該団体における役職名
- (3) 所属する職員団体の業務にもつばら従事する期間

2 県教育委員会は, 専従許可を与えるときは, その旨及び法第55条の2第2項に規定する許可の有効期間(以下「有効期間」という。)を明示した文書を交付するものとする。

(有効期間の更新)

第3条 県教育委員会は, 職員の申請があつたときは, 法第55条の2第3項に規定する期間の範囲内で有効期間を更新することができる。

2 前条第2項の規定は, 前項の規定による有効期間の更新について準用する。

(専従許可の取消事由が生じた場合の届出)

第4条 専従許可を受けた職員は, 法第55条の2第4項に規定する事由が生じた場合又は有効期間の満了前に職務に復帰しようとする場合は, その旨を県教育委員会に届け出るものとする。

(復職)

第5条 専従許可を受けた職員は, 法第55条の2第4項の規定により専従許可が取り消されたとき, 又は有効期間が満了したときは, 当然復職するものとする。

(市町村教育委員会の内申)

第6条 県教育委員会は, 県費負担教職員の専従許可及びその取消しについては, 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第38条の規定により, 市町村教育委員会の内申をまつて行なうものとする。

(申請等の経由)

第7条 この規則の規定により職員が県教育委員会に対してする申請及び届出は, 所属の長(県費負担教職員にあつては, このほか所轄地方教育事務所長)を経て行なうものとする。

(その他必要な事項)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は, 県教育委員会教育長が定めるものとする。

#### 付 則

この規則は, 公布の日から施行し, 昭和43年12月14日から適用する。ただし, 専従許可の申請は, 昭和43年12月14日前においても行なうことができる。

## 告 示

### 茨城県告示第1407号

渡里台地土地改良区から昭和43年10月28日付で申請のあつた大戸地区の換地計画は適当と決定したので, 土地改良法第52条の2第4項において博用する同法第8条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和43年12月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 縦観に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和43年12月19日から昭和44年1月9日まで
- 3 縦覧の場所 水戸市役所

茨城県告示第1408号

豊里町長比毛政章から昭和43年8月20日付で申請のあつた土地改良事業は、相当と決定したので土地改良法第96条の2第5項の規定によつて関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和43年12月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 縦覧に供する書類  
宿裏地区土地改良事業計画書
- 2 縦覧の期間 昭和43年12月16日から昭和44年1月6日まで
- 3 縦覧の場所 豊里町役場

茨城県告示第1409号

土地改良法第87条第1項の規定に基づき県営五霞地区土地改良事業計画につき、土地改良事業計画を定めたので、同条第4項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和43年12月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 縦覧に供する書類  
県営五霞地区土地改良事業計画書写し
- 2 縦覧の期間 昭和43年12月23日から昭和44年1月12日まで
- 3 縦覧の場所 五霞村役場

茨城県告示第1410号

土地改良法第87条第1項の規定に基づき県営北茨城地区土地改良事業につき、土地改良事業計画を定めたので、同条第4項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和43年12月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 縦覧に供する書類  
北茨城地区土地改良事業計画書写し
- 2 縦覧の期間 昭和43年12月23日から昭和44年1月12日まで
- 3 縦覧の場所 北茨城市役所

茨城県告示第1411号

茨城県土地改良事業補助金交付規程(昭和37年茨城県告示第316号)の一部を次のように改正し、昭和43年度から適用する。

昭和43年12月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

第2条第1項の表に次の1項を加える。

(13) 干ばつ地帯特別水源整備事業	事業費の50% (樹園地については事業費の40%)		
--------------------	---------------------------	--	--

第2条に次の1項を加える。

- 3 第1項の表の事業欄に掲げる事業のうち(13)の事業は、昭和33年以降において国の助成に係る干害応急対策事業が4回以上実施された旧市町村の区域(昭和25年1月1日現在における市町村の区域をいう。)(応急対策事業のための水源が得られない等の理由により干害応急対策事業が実施できず、かつ、干害により生じた損害について農業災害補償法(昭和22年法律第185号)による共済金の交付が行なわれた場合には、その共済金の交付の回数をあわせて4回以上となる旧市町村の区域を含む。)内の土地について実施するものとする。

茨城県告示第1412号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第34条の規定により起業地のすべてについて収用の手続開始の申立てがあつたので、同法第34条の3並びに土地収用法の一部を改正する法律施行法(昭和42年法律第75号)第7条第2項の規定により次のとおり公示する。

昭和43年12月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 北茨城市
- 2 事業の種類 都市計画街路磯原磯原ニツ島線改良工事
- 3 起業地 北茨城市磯原町磯原及び北茨城市華川町大字臼場地内
- 4 収用手続を開始する土地  
北茨城市磯原町大字磯原字河原, 中道, 諏訪分, 宮ノ前, 六石及び西カセイダ
- 5 土地収用法第34条の4の規定による図面の縦覧場所  
北茨城市役所
- 6 その他 起業地については、土地収用法第28条の3の規定が適用されるので、この告示のあつた日以後、何人も知事の許可を受けなければ明らかに事業に支障を及ぼすような土地の形質の変更はできません。

茨城県告示第1413号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は昭和43年12月12日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和43年12月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石岡下館線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
石岡市大字村上字子ハ清水 383—8番地先から	旧	メートル 4.00~7.00	メートル 813.0	
石岡市大字村上字柿岡道根 103—2番地先まで	新	7.50~13.15	808.5	

茨城県告示第1414号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和43年12月12日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和43年12月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 県道 石岡下館線
- 2 供用開始の区間 石岡市大字村上字子ハ清水383—8番地先から  
石岡市大字村上字柿岡道根103—2番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和43年12月12日

茨城県告示第1415号

道路法(昭和27年法律第180号)第7条の規定に基づき県道の路線を次のように認定する。  
その関係図面は、昭和43年12月12日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和43年12月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道

- 2 路 線 名 豊岡佐和停車場線  
 3 起点及び終点 起 点 那珂郡東海村大字豊岡119の1番地先から  
 終 点 勝田市大字佐和佐和停車場線まで

茨城県告示第1416号

道路法(昭和27年法律第180号)第7条の規定に基づき県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、昭和43年12月12日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和43年12月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道  
 2 路 線 名 南指原岩間停車場線  
 3 起点及び終点 起 点 笠間市大字本戸  
 県道 小見笠間線分岐から  
 終 点 西茨城郡岩間町大字下郷  
 岩間停車場まで

茨城県告示第1417号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、昭和43年12月12日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和43年12月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道  
 2 路 線 名 豊岡佐和停車場線  
 3 道路の区域

路 線 名	区 間	整地の幅員	延 長		
			実延長	重用延長	計
豊岡佐和停車場線	那珂郡東海村大字豊岡 119の1番地先から	メートル	メートル	メートル	メートル
	勝田市大字佐和 佐和停車場まで	3.6~18.5	5,820.2	3,941.0	9,761.2

茨城県告示第1418号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように決定する。  
その関係図面は、昭和43年12月12日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和43年12月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 南指原岩間停車場線
- 3 道路の区域

路 線 名	区 間	整地の幅員	延 長		
			実 延 長	重用延長	計
南指原岩間停車場線	笠間市大字本戸 県道小見笠間線分岐から	メートル 3.8~38.0	メートル 7,288.0	メートル 704.8	メートル 7,992.8
	西茨城郡岩間町大字下郷 岩間停車場まで				

茨城県告示第1419号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は昭和43年12月12日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和43年12月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 豊岡佐和停車場線
- 2 使用開始の区間 那珂郡東海村大字豊岡119の1番地先から  
勝田市大字佐和佐和停車場まで
- 3 供用開始の期日 昭和43年12月12日

茨城県告示第1420号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和43年12月12日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和43年12月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 南指原岩間停車場線

- 2 使用開始の区間 笠間市大字本戸県道小見笠間線分岐から  
西茨城郡岩間町大字下郷岩間停車場まで
- 3 供用開始の期日 昭和43年12月12日

茨城県告示第1421号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条の規定に基づき県道の路線を次のように廃止する。

その関係図面は、昭和43年12月12日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和43年12月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 荒谷佐和停車場線
- 3 起点及び終点 起 点 那珂郡東海村大字荒谷  
県道 東海停車場村松線分岐から  
終 点 勝田市大字佐和  
佐和停車場まで

茨城県告示第1422号

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則(昭和43年茨城県規則第49号。以下「規則」という。)第26条第1項の規定に基づき、機船船びき網漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度(以下「定数」という。)を定めたから同条第4項の規定により公示する。

昭和43年12月12日

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長 大 島 正 秀

1 その他の機船船びき網漁業

ア 網の片そで180メートル以上の船びき網を使用するその他の機船船びき網漁業

操 業 区 域	定 数		
	ひき船 の隻数	網船の 隻数	合 計 ( )内は統数
(1) 規則第45条第1号に規定する水域	3	3	6 (2)
(2) 規則第45条第2号に規定する水域	1	1	2 (1)
(3) 規則第45条第3号に規定する水域	3	3	6 (2)
(4) 規則第45条第4号に規定する水域	2	2	4 (2)
霞 (5) 規則第45条第5号に規定する水域	1	2	3 (2)
(6) 規則第45条第6号に規定する水域	1	1	2 (1)
(7) 規則第45条第7号に規定する水域	1	1	2 (1)



ケ 浦	(8) 規則第45条第8号に規定する水域	1	1	2 (1)	
	(9) 規則第45条第9号に規定する水域	1	1	2 (1)	
	(10) 規則第45条第10号に規定する水域	1	1	2 (1)	
	(11) 規則第45条第11号に規定する水域	1	2	3 (2)	
	(12) 規則第45条第12号に規定する水域	1	1	2 (1)	
	(13) 規則第45条第13号に規定する水域	1	2	3 (2)	
	(14) 規則第45条第14号に規定する水域	1	1	2 (1)	
	(15) 規則第45条第15号に規定する水域	3	3	6 (3)	
	(16) 規則第45条第16号に規定する水域	1	1	2 (1)	
	(17) 規則第45条第17号に規定する水域	1	1	2 (1)	
	(18) 規則第45条第18号に規定する水域	1	1	2 (1)	
	(19) 規則第45条第19号に規定する水域	2	2	4 (1)	
	(20) 規則第45条第20号に規定する水域	2	2	4 (1)	
	(21) 規則第45条第21号に規定する水域	2	2	4 (1)	
	(22) 規則第45条第37号に規定する水域	1	2	3 (2)	
	(23) 規則第45条第38号に規定する水域	1	2	3 (2)	
	(24) 規則第45条第39号に規定する水域	2	2	4 (2)	
	(25) 規則第45条第40号に規定する水域	2	2	4 (2)	
	北 浦 及 び 寿 浪 逆 浦	(26) 規則第45条第22号に規定する水域	1	1	2 (1)
		(27) 規則第45条第23号に規定する水域	1	1	2 (1)
		(28) 規則第45条第24号に規定する水域	1	1	2 (1)
		(29) 規則第45条第25号に規定する水域	1	1	2 (1)
		(30) 規則第45条第26号に規定する水域	1	1	2 (1)
		(31) 規則第45条第27号に規定する水域	1	1	2 (1)
		(32) 規則第45条第28号に規定する水域	1	1	2 (1)
(33) 規則第45条第29号に規定する水域		1	1	2 (1)	
(34) 規則第45条第30号に規定する水域		1	1	2 (1)	
(35) 規則第45条第31号に規定する水域		1	1	2 (1)	
(36) 規則第45条第32号に規定する水域		1	1	2 (1)	
(37) 規則第45条第33号に規定する水域		1	1	2 (1)	
(38) 規則第45条第34号に規定する水域		1	1	2 (1)	
(39) 規則第45条第35号に規定する水域		1	1	2 (1)	

(40) 規則第45条第36号に規定する水域	1	1	2 (1)
------------------------	---	---	-------

イ 網の片そで180メートル未満の船びき網を使用するその他の機船船びき網漁業

操 業 区 域	定 数
霞 ケ 浦	7
北浦及び外浪逆浦	0

2 こいふな機船船びき網漁業

ア 網の片そで180メートル以上の船びき網を使用するこいふな機船船びき網漁業

操 業 区 域	定 数				
	ひき船の隻数	網船の隻数	合(内)は統数計		
霞	(1) 規則第45条第1号に規定する水域	3	3	6 (2)	
	(2) 規則第45条第2号に規定する水域	1	1	2 (1)	
	(3) 規則第45条第3号に規定する水域	3	3	6 (2)	
	(4) 規則第45条第4号に規定する水域	2	2	4 (2)	
	(5) 規則第45条第5号に規定する水域	1	2	3 (2)	
	(6) 規則第45条第6号に規定する水域	1	1	2 (1)	
	(7) 規則第45条第7号に規定する水域	1	1	2 (1)	
	(8) 規則第45条第8号に規定する水域	1	1	2 (1)	
	(9) 規則第45条第9号に規定する水域	1	1	2 (1)	
	(10) 規則第45条第10号に規定する水域	1	1	2 (1)	
ケ	(11) 規則第45条第11号に規定する水域	1	2	3 (2)	
	(12) 規則第45条第12号に規定する水域	1	1	2 (1)	
	(13) 規則第45条第13号に規定する水域	1	2	3 (2)	
	(14) 規則第45条第14号に規定する水域	1	1	2 (1)	
	(15) 規則第45条第15号に規定する水域	3	3	6 (3)	
	(16) 規則第45条第16号に規定する水域	1	1	2 (1)	
	(17) 規則第45条第17号に規定する水域	1	1	2 (1)	
	(18) 規則第45条第18号に規定する水域	1	1	2 (1)	
	浦	(19) 規則第45条第19号に規定する水域	2	2	4 (1)
		(20) 規則第45条第20号に規定する水域	2	2	4 (1)
(21) 規則第45条第21号に規定する水域		2	2	4 (1)	
(22) 規則第45条第37号に規定する水域		1	2	3 (2)	

	(23) 規則第45条第38号に規定する水域	1	2	3 (2)
	(24) 規則第45条第39号に規定する水域	2	2	4 (2)
	(25) 規則第45条第40号に規定する水域	2	2	4 (2)
北 浦 及 び 外 浪 逆 浦	(26) 規則第45条第22号に規定する水域	1	1	2 (1)
	(27) 規則第45条第23号に規定する水域	1	1	2 (1)
	(28) 規則第45条第24号に規定する水域	1	1	2 (1)
	(29) 規則第45条第25号に規定する水域	1	1	2 (1)
	(30) 規則第45条第26号に規定する水域	1	1	2 (1)
	(31) 規則第45条第27号に規定する水域	1	1	2 (1)
	(32) 規則第45条第28号に規定する水域	1	1	2 (1)
	(33) 規則第45条第29号に規定する水域	1	1	2 (1)
	(34) 規則第45条第30号に規定する水域	1	1	2 (1)
	(35) 規則第45条第31号に規定する水域	1	1	2 (1)
	(36) 規則第45条第32号に規定する水域	1	1	2 (1)
	(37) 規則第45条第33号に規定する水域	1	1	2 (1)
	(38) 規則第45条第34号に規定する水域	1	1	2 (1)
	(39) 規則第45条第35号に規定する水域	1	1	2 (1)
(40) 規則第45条第36号に規定する水域	1	1	2 (1)	

イ 網の片そで180メートル未満の船びき網を使用するこい、ふな機船船びき網漁業

操 業 区 域	定 数
霞ヶ浦	26
北利根川のうち茨城県地先水域	1
北浦及び外浪逆浦	1

茨城県告示第1423号

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（昭和43年茨城県規則第49号）第8条第3項の規定に基づき機船船びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めたので同項の規定により公示する。

昭和43年12月12日

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長 大 島 正 秀

昭和43年12月12日から

昭和43年12月18日まで

茨城県告示第1424号

茨城県霞ヶ浦北浦海区 漁業調整規則 (昭和43年 茨城県規則 第49号) 第 8 条第 3 項の規定に基づき、建網漁業のうちます網漁業 (地方名称張網漁業) の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めたので同項の規定により公示する。

昭和43年12月12日

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長 大 島 正 秀

昭和43年12月12日から

昭和43年12月18日まで

公 告

●日立都市計画多賀土地区画整理事業保留地の公売について

日立都市計画多賀土地区画整理事業保留地処分事務取扱要項の規定により、保留地を公売するについて次のとおり公告する。

昭和43年12月12日

日立都市計画多賀土地区画整理事業

施行者 茨 城 県

代表者 茨城県知事 岩 上 二 郎

1 公売土地現地説明の日時及び場所

(1) 日 時 昭和43年12月20日 (金) 午前10時集合

(2) 場 所 日立市末広町1丁目1番2号 多賀公民館

2 入札及び開催の日時及び場所

(1) 日 時 昭和43年12月20日 (金) 午前11時即日開札

(2) 場 所 日立市末広町1丁目1番2号 多賀公民館

3 公売する保留地

街 廓 番 号	保 留 地 号	地 目	地 積	所 在 地	摘 要
21 - 16	48	宅 地	134.92 <sup>m<sup>2</sup></sup>	日立市大久保町字申内918	

4 入札保証金は、入札の時間までに納付するものとする。

入札保証金は、次のとおりとする。

区	街 廓	番 号	入 札 保 証 金
21	16	48	118,000

5 そ の 他

買受希者は、別添入心得書記載事項を承知のうえ入札すること。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2 0 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行所 茨 城 県  
発行人

印刷所 茨 城 県 印 刷 所